


 大地申
 第8号

コンプライアンス違反を是正し 正常な施策実施を求める緊急申し入れ



大宮地本は、大宮支社より10月28日「営業関係施策について」の提案を受け、関係組合員と議論を行ってきました。

この間、大宮地本は大宮支社より提案される施策に対し実施日に考慮しスピード感を持ち信義誠実に向き合い議論してきました。それは、日々職場で働く組合員やグループ会社で働く社員が「安全・健康・ゆとり・働きがい」が持てる環境にするためです。同時に必要な効率化についても真摯に向き合い、時には対立もありましたが労使議論を経て実施してきました。

しかし、今「営業関係施策について」は労使議論を経ず11月1日支社研修センターで営業部による机上教育、11月7日に各職場で実習が開始されました。実習に向けての社員説明は、掲示一枚、点呼で言われたのみで説明もない職場もありました。職場の声は「何をどこまで教えれば良いのか」「休憩室はどうするのか」と悲痛な声が多くあげられています。また、説明もない状況の中で開始された実習では「遺失物の扱いは社員番号で責任が生じるため扱わせられない」「車内貫通業務には体力的についてこれない」など、実作業で弊害が出ています。

このことは本部一本社で締結された「労使間の取扱いに関する協約」や「施策実施に関する確認メモ」（平成26年6月26日締結）違反という重大な事象であり、信義誠実対等の原則に反し秩序を乱しています。労働組合法で保障された団体交渉権を侵害する行為であることから不当労働行為であると言わざるを得ません。

また、教育の実態を見ると偽装請負の疑いがあり、コンプライアンス順守の観点からも、教育を直ちに中止すべきです。そして今事象は、これまで信義誠実に向き合い築き上げてきた労使議論を軽視する事象であり団体交渉義務違反です。組合員・社員に対し不要な不安や不信感を与え、職場混乱を招いたことは断固認めるわけにはいきません。

従いまして、今事象は施策実施にあたる全系統・全職場に関わる重大な問題と受け止め、法令順守と健全な労使関係の構築を目指し、下記の通り申し入れを行いますので誠意ある回答と速やかな団体交渉の開催を要請します。

申入項目

1. 団体交渉を行う前に実施された委託先会社の教育及び実習は、「提案＝実施」であり、団体交渉義務違反であり、不当労働行為に当たるため直ちに止めること。
2. 現在行っている教育及び実習は、コンプライアンス違反に該当するため直ちに止めること。

**労働組合を無視した施策の進め方を是正させ、
 コンプライアンス違反を許さずたたかい抜こう！**